最終更新日：2017年9月29日
株式会社イデアインターナショナル
代表取締役社長　森　正人
問合せ先：取締役経営情報部長　松原　元成
証券コード：3140
http://www.idea-in.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主及び利害関係者の方々に対し、経営の効率性と透明性を高めていくことであります。経営効率性の観点では、迅速かつ正確な経営情報の把握と、公正かつ機動的な意思決定を実行することによって企業価値の最大化に取り組み、経営透明性の観点については、タイムリーディスクロージャーにより重要情報開示を実行し、積極的なIR情報の開示とニュースリリースの展開を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| RIZAPグループ式会社 | 7,118,400 | 57.97 |
| 株式会社ジャパンギャルズSC | 609,600 | 4.96 |
| 松原　元成 | 105,900 | 0.86 |
| 片山　文雄 | 33,300 | 0.27 |
| 株式会社SBI証券 | 32,200 | 0.26 |
| 日本証券金融株式会社 | 19,300 | 0.15 |
| CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT | 14,300 | 0.11 |
| 松井証券株式会社 | 13,100 | 0.10 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 10,800 | 0.08 |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMINIBUS-MARGIN (CASHPB) | 10,800 | 0.08 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 更新 | RIZAPグループ株式会社 （上場：札幌）（コード） 2928 |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 6 月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は主要株主との間で取引が発生する場合には、一般の取引事例を勘案し、協議のうえ決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会において審議を行い、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、RIZAPグループ株式会社を親会社として有しておりますが、当社の事業展開にあたっては、独立役員を含む当社取締役会を中心とした独自の意思決定を行っております。また、親会社との取引についても、一般の取引事例を勘案して決定しております。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と意見交換等を行い、経営に対する監視の強化と取締役への適宜助言を行っております。
また、監査役は内部監査責任者と意見交換等を行い経営に対する監視の強化と取締役への適宜助言を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

#### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 丸山　定雄 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 岩城　健 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 榎本　一久 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 丸山　定雄 | | ― | 上場企業の営業責任者を歴任しており、当社の業務執行機関に対する監督機能の強化を目的として、社外監査役に選任しております。 |
| 岩城　健 | | 岩城税理士事務所代表及び公益財団法人日本サッカー協会監事を兼務しております。 | 税理士であり、その専門的見地から、業務執行機関に対する監督機能の強化を目的として、社外監査役に選任しております。 |
| 榎本　一久 | ○ | 弁護士法人東京表参道法律事務所（旧弁護士法人榎本・寺原法律事務所）代表社員を兼務しております。 | 弁護士であり、同氏の有する弁護士としての専門的な見識を当社の業務執行機関に対する監督機能の強化に反映していただけるものと判断しており、また同氏は独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反の生ずるおそれがなく、独立役員として適任であると判断しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | １名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

取締役の経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプション制度を導入しておりましたが、過去に当社取締役に付与したストックオプションは行使期間の満了に伴い消滅しており、本書提出日現在有効なストックオプションはありません。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では、経営情報部が社外監査役の職務のサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、取締役5名によって構成され、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、会社法等の法令、当社の定款又は社内規程において取締役会で決議することが定められている議案及び会社経営上重要な議案につき意思決定を行っております。
業務執行体制は、取締役会より業務執行を委任された代表取締役、代表取締役の諮問機関である経営会議、経営会議の構成員である常勤取締役及び各部門長を中心にして構成されております。特に経営会議は、毎月１回開催され、各業務の最終責任者の会議機関として各業務及び全社業務の執行に関して必要な審議を行うと共に、取締役会の決議事項に関する基本方針並びに経営管理の執行方針の事前審議を行っております。
また、監査役3名は、すべて社外監査役（うち１名は常勤監査役）であります。定期的に内部監査責任者及び監査法人との連携をとることにより、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

以上により、現時点で当社として最適のコーポレート・ガバナンス体制を採用しているものと判断しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び会社の規模等、諸般の事情を考慮のうえ、業務執行機能と監査監督機能のバランスを効率的に発揮する観点から、現状において上記の体制が当社にとって最適であると判断しているため。

## Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会は、集中日を回避した日程での開催を検討しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権行使を採用しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | インターネット決算説明会を実施しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト向けのIR説明会を定期的に開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社のホームページ（http://www.idea-in.com/）に、決算情報、適時開示資料等を掲載しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 企業の社会的責任を強く認識し、経営活動を行っております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | すべてのステークホルダーに対し、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則等に則り、会社情報の適時適切な開示に努めております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備を目的として以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンスに係る社内規程を定める。これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き横断的に統括するとともに、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図る。
取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための十分な体制を運営する。
また、内部通報体制に係る社内規程を定め、役員及び従業員等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令・文書取扱規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
これら文書を取締役及び監査役はいつでも閲覧できるものとする。

(3)損失危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社内規程に基づき、事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
経営戦略上のリスクに関しては経営会議で、業務上のリスクについては関連部署で、それぞれリスク分析及びその対応策を検討し、取締役会において審議する。
また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に照会し対処する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な社内規程として職務権限規程、稟議規程等を更新し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。また、取締役会を定期的に開催することで各役員の職務の執行に対する評価・分析を行う。
さらに取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議にて業務執行に関する事項及び重要事項に係るテーマについて審議を行う。
また、IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を構築する。

(5)企業集団の業務の適正を確保するための体制
当社は、親会社の内部監査部門による内部監査を受け、同部署との連携を図る。
当社及び当社の親会社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の通報体制として、グループとしての内部通報体制を運用するものとする。なお、当該通報を行った者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、総務部門又は内部監査部門に所属する使用人を随時監査役の補助職務に当たらせる。当該使用人の人事については、取締役が監査役の同意を求める。また、その独立性を確保するため、当該使用人に対する指揮命令は監査役にのみ属する。

(7)監査役への報告体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
取締役または使用人は、法令・定款及び社内規程に違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、内部通報体制に係る社内規程において、監査役も通報窓口とすることを定めるとともに、通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。
また、監査役は社内規程に基づき、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
なお、監査役は、内部監査担当や監査法人と情報の交換を行うなど連携を図る。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行をするために生ずる費用について、当社に対して費用の前払または償還を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
監査役は、あらゆる会議への出席権限を有するものとし、代表取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を行い、取締役及び使用人に対する調査・是正を行うとともに、コンプライアンス、情報保存・管理、リスク管理に関与する部署ならびに内部監査部門との連携を図るものとする。
また、監査役は共有サーバーへのアクセスなどにより各種会議の議事録等の情報を閲覧できるものとする。

(10)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとる。
当社は、上記の基本的な考え方のもと、反社会的勢力排除に向け「反社会的勢力対策規程」を制定し、平素から関係行政機関、顧問弁護士および外部調査機関等の専門機関との連携を深め、情報収集に努める。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1の「内部統制システムの整備に関する基本方針」項目10に記載のとおりです。

## Ⅴ その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針
当社は、金融商品取引法および証券取引所の定める適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」）に従って、情報公開を行います。また、適時開示規則に該当しない情報であっても、株主や投資家にとって必要であると思われる情報については、積極的に公開いたします。
特定の機関または個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、公平かつタイムリーな情報開示に努めます。また、重要な会社情報が生じた場合は、証券取引所に対し遅滞無く報告し、併せて一般への開示を適時に行います。

2. 適時開示責任者及び担当部署について
適時開示責任者は、統括情報管理責任者である取締役経営情報部長であり、担当部署については経営情報部を中心とした体制といたします。

3. 情報の把握と開示
適時開示責任者及び適時開示担当部署にて情報を一元管理し、迅速かつ正確な適時開示に努めてまいります。適時開示担当部署は、「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」「決算に関する情報」に関しまして、以下の通り把握し開示を行ってまいります。

（1）決定事実に関する情報
決定事実に関する情報に関しましては、原則として取締役会での決議事項となります。取締役経営情報部長は適時開示責任者であり、決定事項については常に把握しております。決議時に同取締役会において、適時開示を要する事項か否かを確認、遅滞なく開示手続きを行います。

（2）発生事実に関する情報
各部門における発生事実につきましては、「インサイダー取引防止規程」に定める統括情報管理責任者に報告される体制をとっております。重要事実の発生であると判断された場合、適時開示責任者は、情報の漏えい防止に努め、法令所規則の確認を行った後、開示の必要性について監査法人や主幹事証券、取引所から指導を受けながら、開示が必要となる場合は、取締役ならびに監査役に報告を行った上で、迅速に情報の開示手続きを行います。

（3）決算に関する情報
決算に関する情報に関しましては、経営情報部経理財務グループが作成し、監査法人の監査を経た後に、取締役会への決議議案として提出されます。取締役会の承認を得た上で、適時開示責任者が遅滞なく情報の開示手続きを行います。

4. 情報開示の方法
情報開示は、法令及び適時開示規則に基づき、TDnetへの登録を通して配信いたします。また配信した情報は、当社ウェブサイトにも掲載いたします。開示のフローにつきましては、開示フロー図をご参照ください。

【参考資料：模式図】

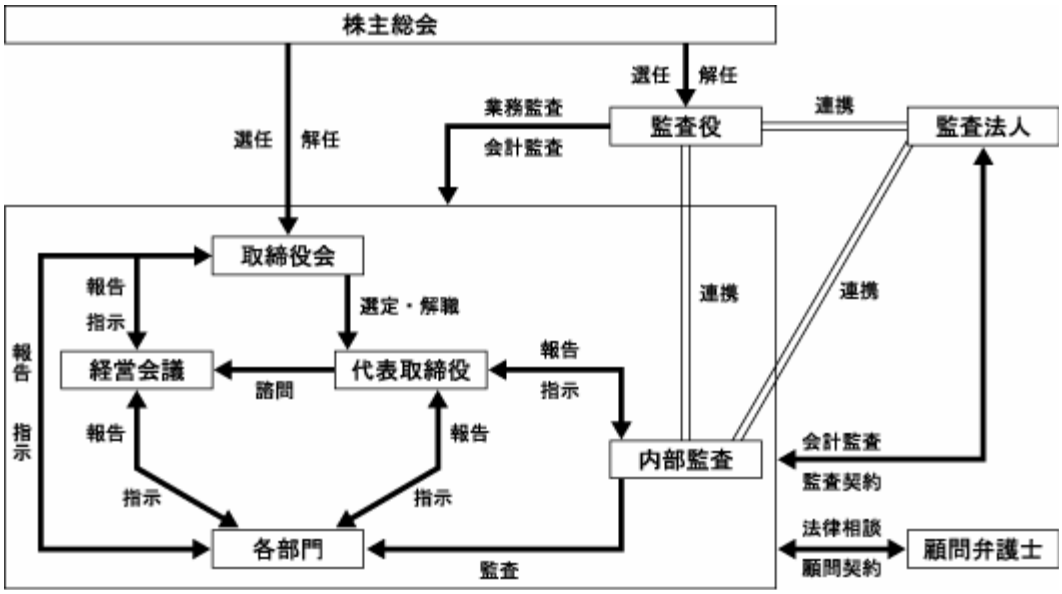
株主総会
選任
解任
選任
解任
業務監査
会計監査
監査役
連携
監査法人
取締役会
報告
指示
選定・解職
連携
連携
報告
指示
経営会議
諮問
代表取締役
報告
指示
報告
指示
報告
指示
内部監査
会計監査
監査契約
各部門
監査
法律相談
顧問契約
顧問弁護士

**【参考資料：開示フロー図】**

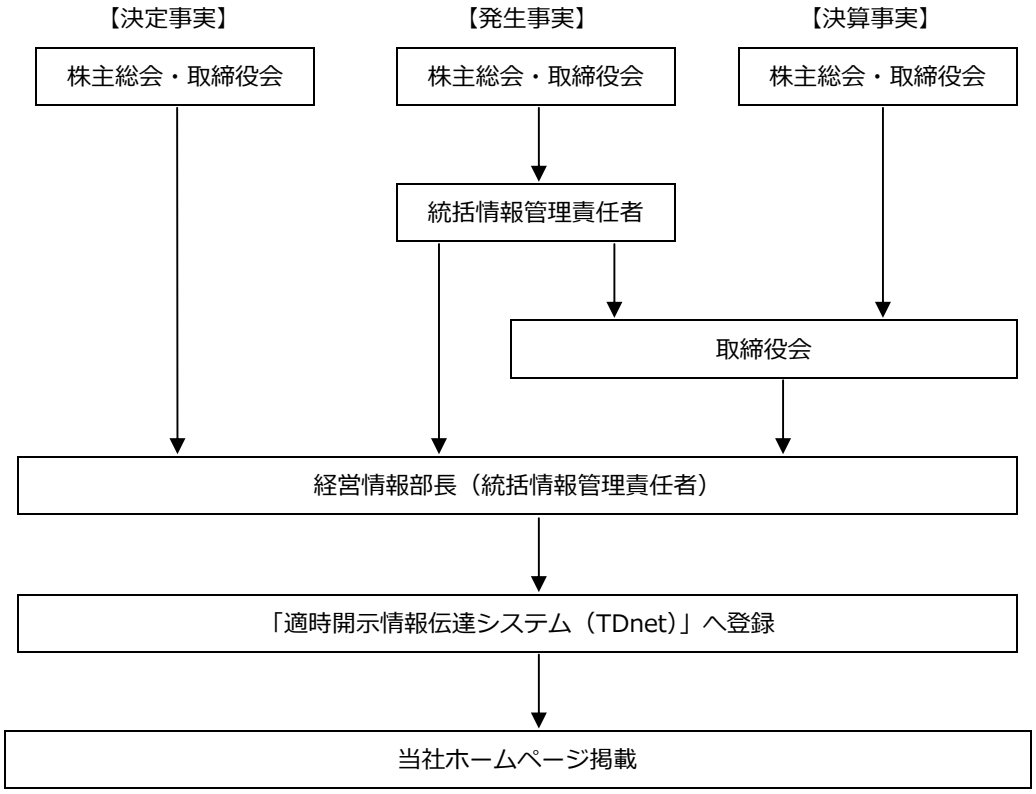
【決定事実】
【発生事実】
【決算事実】
株主総会・取締役会
株主総会・取締役会
株主総会・取締役会
統括情報管理責任者
取締役会
経営情報部長（統括情報管理責任者）
「適時開示情報伝達システム（TDnet）」へ登録
当社ホームページ掲載